

一般競争入札による市有地売払要綱

この要綱は、市有財産の売払いに係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を了解のうえ、入札書を提出されるようお願いいたします。

1 売払物件

物件番号	所在地	地目	地積	最低売却価格
1	加賀市箱宮町ト 69 番 7	宅 地	241.20 m ²	2,190,000 円
2	加賀市箱宮町ト 69 番 52	宅 地	251.55 m ²	3,090,000 円
3	加賀市山中温泉塚谷町二丁目 117 番	雑種地	431 m ²	2,200,000 円
4	加賀市山中温泉塚谷町二丁目 118 番	雑種地	760 m ²	3,950,000 円
5	加賀市山代温泉万松園通 44 番	宅 地	159.10 m ²	7,400,000 円
6	加賀市大聖寺瀬越町イ 21 番 3	雑種地	231 m ²	2,260,000 円
7	加賀市山代温泉壺四 77 番 7	宅 地	116.18 m ²	2,400,000 円
8	加賀市山中温泉上原町一丁目 2 番 2	宅 地	526.31 m ²	4,580,000 円
9	加賀市山中温泉宮の杜一丁目 30 番・31 番	宅 地	281.80 m ²	2,420,000 円
10	加賀市山中温泉宮の杜二丁目 133 番	宅 地	273.14 m ²	1,990,000 円
11	加賀市山代温泉四九 160 番 5	宅 地	273.63 m ²	7,880,000 円
12	加賀市山代温泉四九 160 番 6、160 番 9	宅 地	273.33 m ²	8,170,000 円

※ 表中の地積については、登記簿面積を表示しています。

※ 物件の詳細については、物件調書を必ず確認して下さい。

2 一般競争入札参加者の資格

入札に参加できる方は、個人又は法人格を有する団体とします。ただし、次の項目に該当する方又は該当する方を入札代理人として使用する方は、この入札に参加することはできません。

① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

② 次の事項のいずれかに該当した者でその事実があった日から 2 年を経過しないもの。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった日から 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③ 次の事項のいずれかに該当する者

ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加申込の方法

この入札に参加するためには、事前の申込み（持参又は郵送）が必要です。

(1) 申込先及び申込締切

申 込 先 加賀市総務部管財課財産グループ
(〒922-8622 加賀市大聖寺南町二 41 番地 加賀市庁舎本館 2 階)
申込締切 令和 7 年 11 月 7 日(金)午後 5 時必着

(2) 提出書類一覧

- ① 市有財産一般競争入札参加申込書（別記様式 1）
 - ② 身分証明書（市町村長等交付の 3 か月以内のもの。法人にあっては商業登記簿謄本）
身分証明書は、本籍地の市町村長が交付します。
 - ③ 印鑑登録証明書（市町村長等交付の 3 か月以内のもの）
 - ④ 入札保証金還付請求書（別記様式 2）
落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後直ちに還付の手続を行いますので、事前に請求者の氏名、住所及び還付先口座又は名称、所在地及び還付先口座を記入し、押印のうえ提出して下さい。
 - ⑤ 誓約書（別記様式 3）
 - ⑥ 委任状（別記様式 5）
代理人が申込みをする場合は、委任状が必要です。
- ※ 各様式に必要事項を記入し、記名押印して下さい。持分を共有する場合には、必ず共有者全員の連名で記名押印をお願いします。各様式は、加賀市市有地売払いのホームページに掲載しています。
- ※ 同一人が複数の物件を申し込む場合は、各物件について申込みが必要です。
- ※ 提出書類は、申込者に返却いたしません。入札終了後、当市において保管いたします。

(3) 入札参加者の認定通知

提出された市有財産一般競争入札参加申込書を審査し、入札参加資格者に該当するか否かを決定し、その旨を令和 7 年 11 月 14 日(金)までに当該入札参加申込書を提出した方に通知します。

4 入札方式、入札及び開札を行う日時及び場所、入札書の提出方法

(1) 入札方式について

単独方式：物件ごとにそれぞれ入札に付すもの。

(2) 入札書の提出期限

令和7年11月21日（金）午後5時必着

(3) 入札及び開札を行う日時、場所

令和7年11月26日（水）午後1時から

加賀市大聖寺南町ニ41番地 加賀市庁舎別館3階305会議室

※ 入札参加者の開札への立会いはできません。

(4) 入札書の提出方法について

郵送（一般書留、簡易書留）又は持参

【郵送する場合】

ア 郵送方法

- ① 最寄りの郵便局の窓口において、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により郵送手続きを行ってください。「差出控え」は、開札が終わるまで大切に保管してください。ポストからの投函はできませんので注意してください。
- ② 上記以外の方法（普通郵便やメール便等）による入札は無効となります。
- ③ 郵送に要する費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- ④ 期限までに到着しない入札は無効とします。（提出期限日の消印有効ではありません）※郵便事情による不着の場合も同様とします。

イ 内封筒について

- ① 封筒には、必ず物件番号ごとに入札書（別記様式4）を封入してください。
- ② 1つの内封筒に複数の入札書を入れた場合は無効となりますので、必ず物件番号ごとに入札書は内封筒に入れてください。
- ③ 内封筒には、下記の事項を記載の上で、使用印鑑届印を押印し、入札書を厳封の上で裏面も使用印鑑届印で封印をしてください。
 - 1、物件番号
 - 2、入札参加者の住所・氏名・使用印鑑届印

ウ 内封筒を入れる郵送用封筒（外封筒）について

- ① 入札書在中と記載（朱書き）し、入札参加者の住所、氏名を記載し、下記の宛先に送付してください。

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地
加賀市総務部管財課財産グループ宛
- ② 複数の内封筒を1つの外封筒に入れることは可能です。複数を同封する場合は、件数を記載してください。

【持参する場合】

- ① 提出期間内に加賀市総務部管財課財産グループ（加賀市庁舎本館2階）に持参してください。（時間厳守）
- ② 直接持参する場合は、郵送用封筒（外封筒）を省略できます。
- ③ 内封筒の記載方法や封印方法は、郵送の場合と同じです。
- ④ なお、入札書の提出期限後の受付はできません。

(5) 提出書類一覧

① 入札書(別記様式 4)

② 委任状(別記様式 5) ※入札参加申込時に提出した場合は不要

法人の代表権のない方や、個人でやむを得ず代理の方が入札される場合には、委任者の実印が押印された委任状が必要となります。

また、共有での市有財産一般競争入札参加申込書を提出し、他の共有者の代理を兼ねる場合も必要となります。

③ 入札保証金に関する約定書(別記様式 6)

④ 入札保証金納入済み領収書の写し

※ 各様式は、加賀市市有地売払いのホームページに掲載しています。

5 現地案内

現地案内は、いたしません。

※ 所有権移転後、現状有姿にて物件を引き渡しますので、各自、現地確認をするようお願いします。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札前までに入札保証金として、入札金額の 100 分の 5 以上(1 円未満切上げ)に相当する金額を本市が発行する納入通知書により納付していただきます。

入札保証金が最低売却価格の 100 分の 5(1 円未満切上げ)に満たない場合は、入札に参加できません。

※ 入札保証金の納付額により、入札書に記入できる入札金額の上限額も決まります。(入札金額の上限額＝入札保証金の額×20倍)

(例) 入札保証金 5 万円の場合、入札金額の上限額は 100 万円

(2) 入札保証金の還付

落札者の入札保証金は、契約保証金に充当し、落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後直ちに還付の手続を行います。

入札保証金を還付する場合には利子を付しません。

※ 事務手続上、還付するまでに 1 か月程度かかる場合があります。

7 入札の延期又は中止

天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期し、又は中止することがあります。この場合にあっては、直ちにその旨を入札参加申込者に連絡します。

8 入札に関する無効事項

① 入札行為に係るもの

ア 入札参加の資格を有しない者の入札

イ 入札執行開始の時刻までに所定の入札保証金を納付しない者及び納付の証明をできない者の入札

ウ 入札執行開始の時刻までに入札執行の場所に到着しない者の入札

エ 郵便若しくは信書便又は電信による入札

オ 他の入札者の代理人を兼ねた者の入札

カ 委任状を持参しない代理人の入札

- キ 2人以上の入札者の代理をした者の入札
- ク 連合した入札者の入札
- ケ 最低売却価格に達しない入札
- コ その他入札に関する事項に違反した入札

② 入札書に係るもの

- ア 所定の入札書以外の入札書
- イ 入札金額、記名、押印のない入札書
- ウ 入札金額を訂正した入札書
- エ 必要な記載事項が誤脱し、又は不明確な入札書

9 落札者の決定方法及び取消し

落札者は、最低売却価格以上の最高の金額をもって入札した者に決定します。ただし、該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

落札者が本市の指定する日時までに売買契約を締結する意思のないことを表明したとき、又は契約を締結しないときは、落札者とする旨の決定を取り消します。この場合、落札者とする旨の決定を取り消された方が納付した入札保証金は、本市に帰属します。

10 売買契約の締結等

落札者は、落札決定の日から5日以内（土曜、日曜、国民の祝日は含みません。）に売買契約を締結しなければなりません。

上記期限までに売買契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は本市に帰属することになります。

11 売買代金の支払

落札者は、売買契約締結の際、売買代金の100分の10以上の契約保証金を一括納付していただきます。この場合において、先に納付済みの入札保証金は、契約保証金の一部に充当する取扱いとします。

また、売買代金と契約保証金の差額については、本市が発行する納入通知書により売買契約締結の日から30日以内に一括納付していただきます。

なお、売買代金の納付が行われなかった場合、契約保証金は本市に帰属することになります。

12 売払物件に付す条件

売払物件については、次の制限が付されますので、ご注意下さい。

- ① 落札者は、売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者の事務所又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の観察処分を受けた団体の事務所等の用に供してはならない。
- ② 落札者は、売払物件につき所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他使用又は収益を目的とする権利を設定しようとするときは、これらに関する契約書に①の趣旨の条件を付さなければならない。
- ③ 落札者は、契約締結の日から5年間は、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- ④ 落札者は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、①及び③の用途の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して

①及び③の定めに反する用に供させてはならない。

⑤ 市長は、禁止用途に関し、必要があると認めたときは、売払物件を調査し、又は落札者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。また、落札者は、正当な理由なく、本市が必要に応じて行う実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提供を怠ってはならない。

⑥ 落札者は、①から⑤までの条件に違反した場合は、売買代金の3割の金額を違約金として本市に支払わなくてはならない。

13 所有権の移転及び費用負担

売買代金が完納したときに所有権の移転があったものとします。

所有権の移転登記は本市が行い、所有権の移転後7日以内に物件を現状有姿のまま引き渡します。

売買契約書(市保管用のもの一部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。(仲介手数料はかかりません。)

14 契約の解除

市長は、契約者が正当な理由がなく、売買契約に定める義務を履行しないときは、当該契約を解除し、売払物件を返還させることができます。

なお、売買代金は返還します。

15 損害賠償

前項の規定により契約を解除した場合において、契約者が本市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として徴収します。

16 入札者がいないときの取扱い

入札者がいないときは、先着順による随意契約にて最低売払価格以上の価格で売却する場合があります。

17 契約内容の公開

契約締結後、契約者の同意を得た上で、契約者の氏名又は法人の別(具体名は公表しません。)及び契約金額を公開することがあります。

18 その他

前各項に定めるもののほか、一般競争入札による市有地売払いに関し必要な事項は、加賀市財務規則(平成17年加賀市規則第35号)その他関係法令等の定めるところによります。

19 問い合わせ先

加賀市役所総務部管財課財産グループ

〒922-8622

加賀市大聖寺南町二41番地

電話 0761-72-7812 FAX 0761-72-5650

《入札による売買手続きの流れ》

① 入札の公告

◇令和7年10月27日（月）

広報かが11月号・公告・ホームページ・加賀ケーブルテレビに掲載します。

② 入札参加申込

◇令和7年11月7日（金）締切

市有財産一般競争入札参加申込書（別記様式1）、身分証明書（法人の場合は商業登記後謄本）、印鑑証明書、入札保証金還付請求書（別記様式2）、誓約書（別記様式3）を加賀市役所管財課財産グループに提出してください。

③ 一般競争入札参加資格認定通知書発送

◇令和7年11月4日（火）～令和7年11月14日（金）

加賀市より一般競争入札参加資格認定通知書を送付します。

入札保証金の納付書も同封いたしますので、入札前までに入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）に相当する金額を納入してください。

※入札保証金の納付額により、入札書に記入できる入札金額の上限額も決まります。（入札金額の上限額＝入札保証金の額×20倍）

（例）入札保証金5万円の場合、入札金額の上限額は100万円

④ 入札書提出

◇令和7年11月21日（金）締切

入札書、委任状（代理人の方が入札する場合のみ）、入札保証金に関する約定書、入札保証金納入済み領収書の写しを提出してください。

⑤ 入札

◇令和7年11月26日（水）

指定日時、場所で開催します。

※入札参加者の開札への立会いはできません。

⑥ 開札、落札者の決定

入札後、直ちに落札者を決定します。

⑦ 売買契約締結

◇落札日（入札日）から5日以内

落札の日から5日以内（土曜、日曜、国民の祝日は含みません。）に加賀市と売買契約を締結します。

契約締結時に契約保証金（売買代金の1割）を納付してもらいます。なお事前に入金いただく入札保証金は契約保証金に充当します。

⑧ 売買代金の支払

◇売買契約締結の日から30日以内

契約保証金は売買代金に充当します。

売買代金から契約時に納付した契約保証金を除いた額を、契約締結の日から30日以内に支払っていただきます。

※契約書には、収入印紙が必要です。収入印紙は、契約額により金額が変わりますので、ご注意ください。

【印紙税額一覧表】

落札金額	印紙税額
100万円を超え500万円以下	1,000円
500万円を超え1,000万円以下	5,000円
1,000万円を超え5,000万円以下	10,000円

⑨ 所有権移転登記、物件引渡し

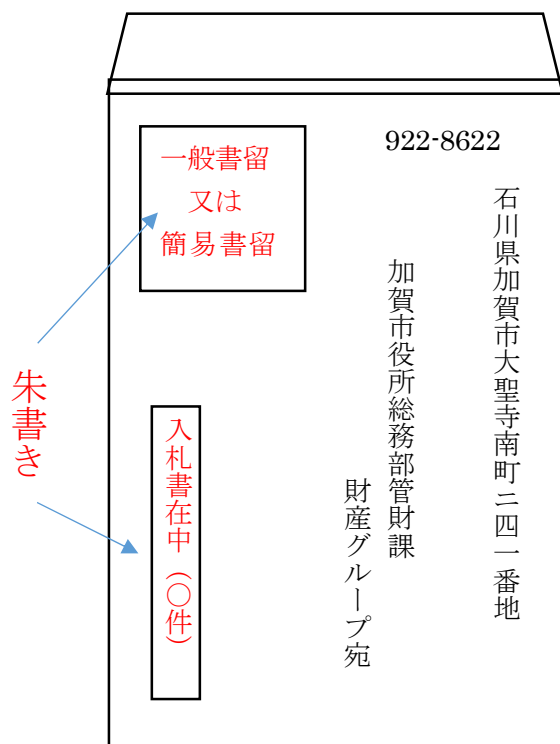
◇売買代金の支払いから7日以内

登録免許税、落札者の住民票等、所有権移転登記に要する経費は落札者負担となります。ただし、所有権移転登記手続きは加賀市が代行します。

所有権移転登記完了後、落札者へ登記識別情報通知をお渡しします。

郵便入札封筒の記載例

【外封筒】



一つの外封筒に複数の内封筒を入れて送付することは可能です。

宛先 〒922-8622

石川県加賀市大聖寺南町ニ 4 1 番地
加賀市役所 管財課財産グループ 宛

※「入札書在中」の記載（朱書）

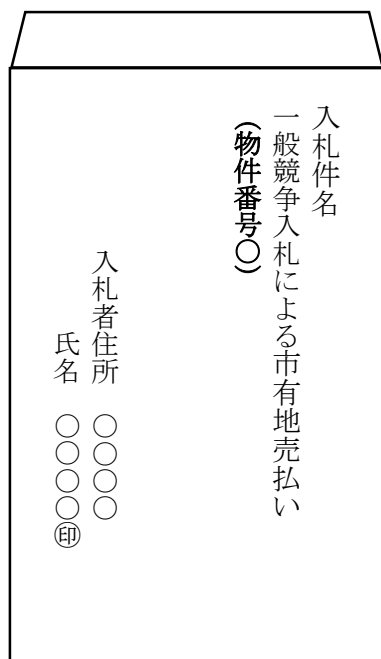
※郵送する場合は、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により郵送すること

※令和 7 年 11 月 21 日必着

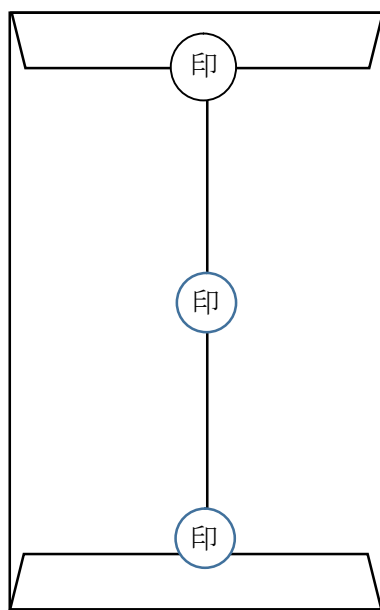
【内封筒】

※封筒の縦・横の向きは自由です。

(表)



(裏)



※内封筒は入札書ごとに作成すること
※入札者の住所、氏名を記入すること（委任する場合は、受任者）

※張り合わせ箇所に、使用印鑑届に押印した印で封印すること

※封入の無い場合は無効となります